

姫路市DV防止及び困難女性支援基本計画

第1回策定会議資料

令和8年7月31日開催

目 次

1	姫路市DV防止及び困難女性支援基本計画策定会議について・・・・・・・・・・	3
2	配偶者等からの暴力に関する状況・・・・・・・・・・	5
3	DV被害者支援の実態に関する調査（令和7年度分）・・・・・・・・・・	9
4	姫路市DV対策基本計画の進捗状況・・・・・・・・・・	13
5	姫路市DV対策基本計画の施策進捗状況及び評価（令和7年度）・・・・・・・・	14
6	困難な問題を抱える女性への支援について・・・・・・・・・・	34
7	次期計画の基本的な考え方について・・・・・・・・・・	35

1 姫路市DV防止及び困難女性支援基本計画策定会議について

1 目的

配偶者や交際相手からの暴力は、被害者やその子どもに深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害。解決には、行政や関係機関の協力が不可欠。

本市では、これまで相談体制の強化や被害者支援の充実など、姫路市DV対策基本計画」に基づく施策を進めてきたが、近年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定など、より幅広い相談・支援体制の構築が求められる。

こうした状況を踏まえ、DV基本計画（第3期）の期間満了に伴い、DV被害者支援と困難な問題を抱える女性への支援を一体的に推進する新たな基本計画を策定するため、幅広く意見や助言を求める策定会議を開催。

2 主な検討事項

- ・ 現計画の進捗状況
- ・ 配偶者や交際相手からの暴力及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題
- ・ 新計画に掲げる施策又は事業
- ・ その他新計画の策定に必要な事項

3 策定会議委員（別添、委員名簿参照）

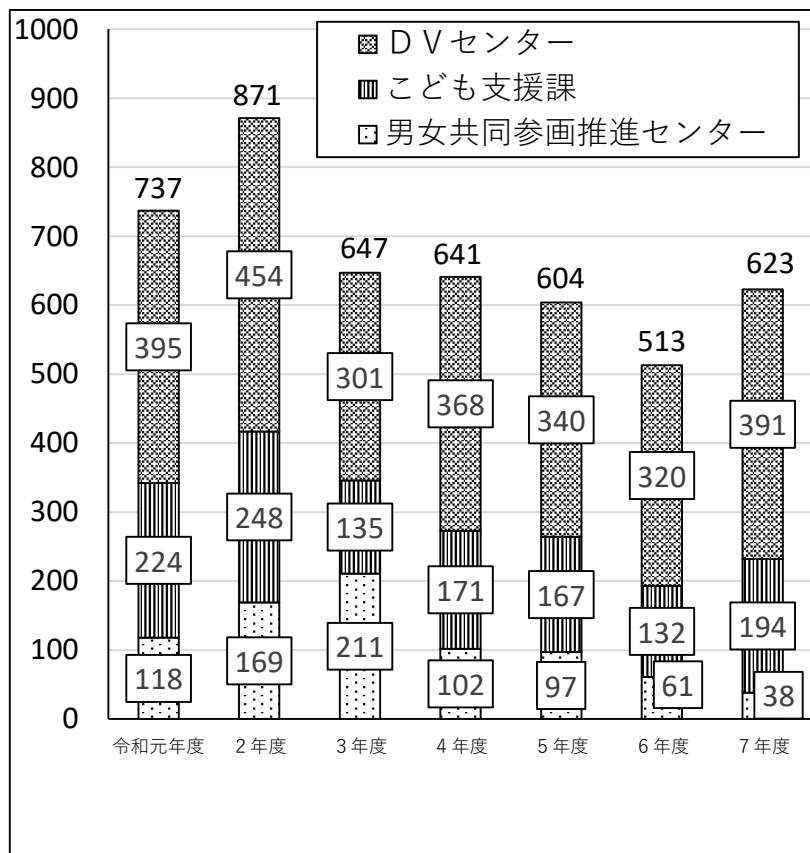
12人

4 計画策定スケジュール

実施時期	予 定
令和8年7月31日	第1回策定会議 ・ 現計画の進捗状況等について ・ 現計画の施策体系に沿った課題について ・ 新計画の基本的な考え方について
令和8年10月7日	第2回策定会議 ・ 施策の展開について
令和8年11月11日	第3回策定会議 ・ 計画中間取りまとめ（案）について
令和8年12月から令和9年1月まで	パブリック・コメント手続の実施
令和9年2月頃	第4回策定会議 ・ パブリック・コメントの募集結果について ・ 計画（案）の最終取りまとめについて

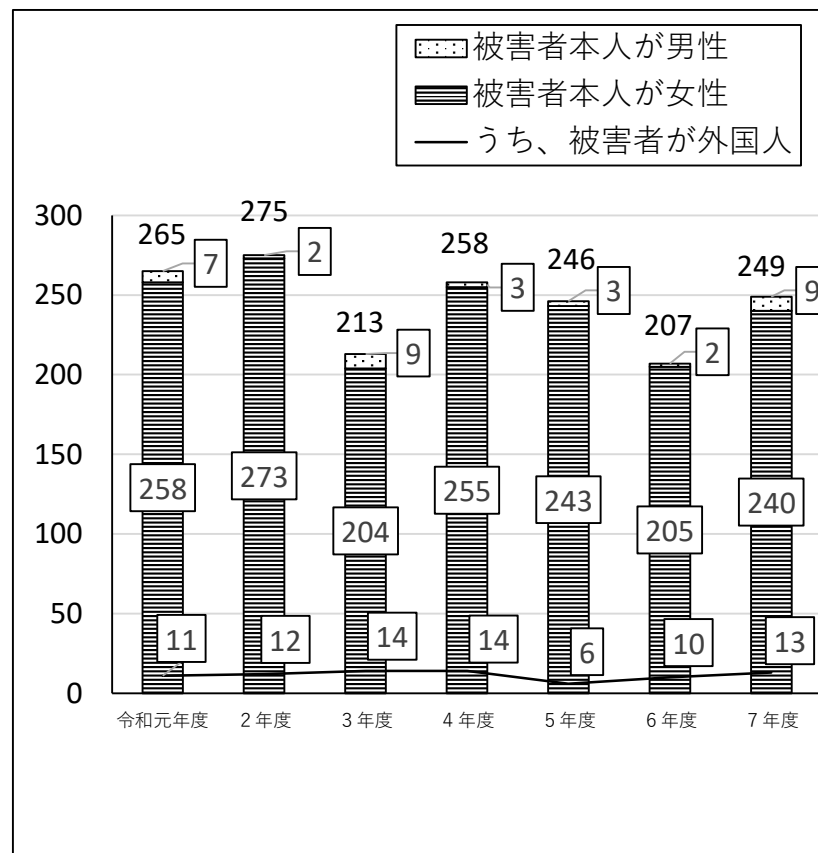
2 配偶者等からの暴力に関する状況

(1) DVに関する相談人数(延べ) 単位:人



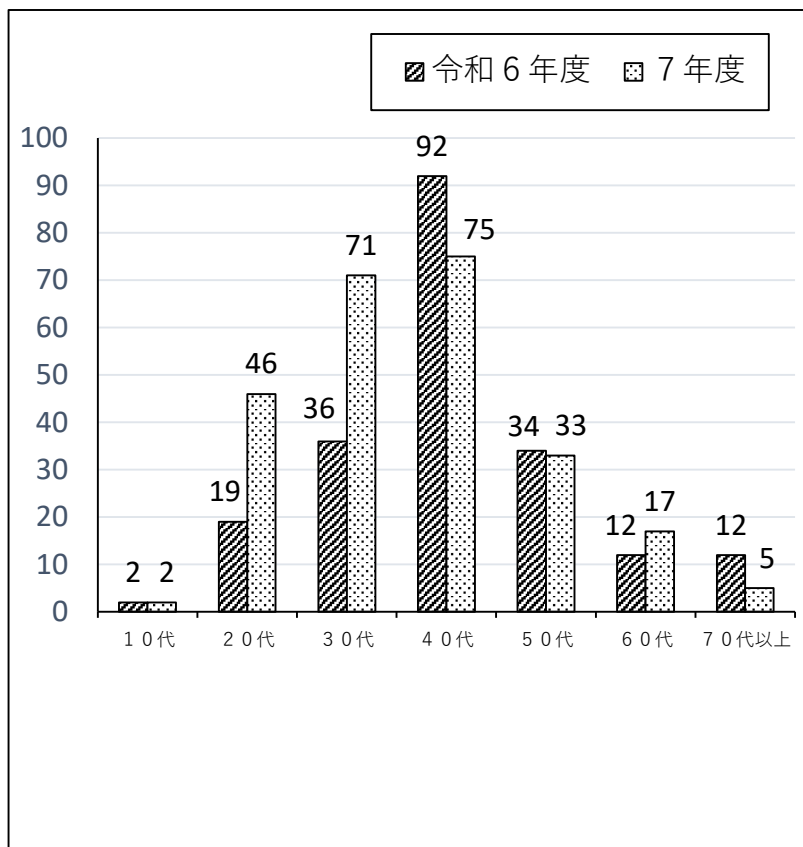
(資料) 姫路市調べ

(2) DVセンター相談人数(実人数) 単位:人



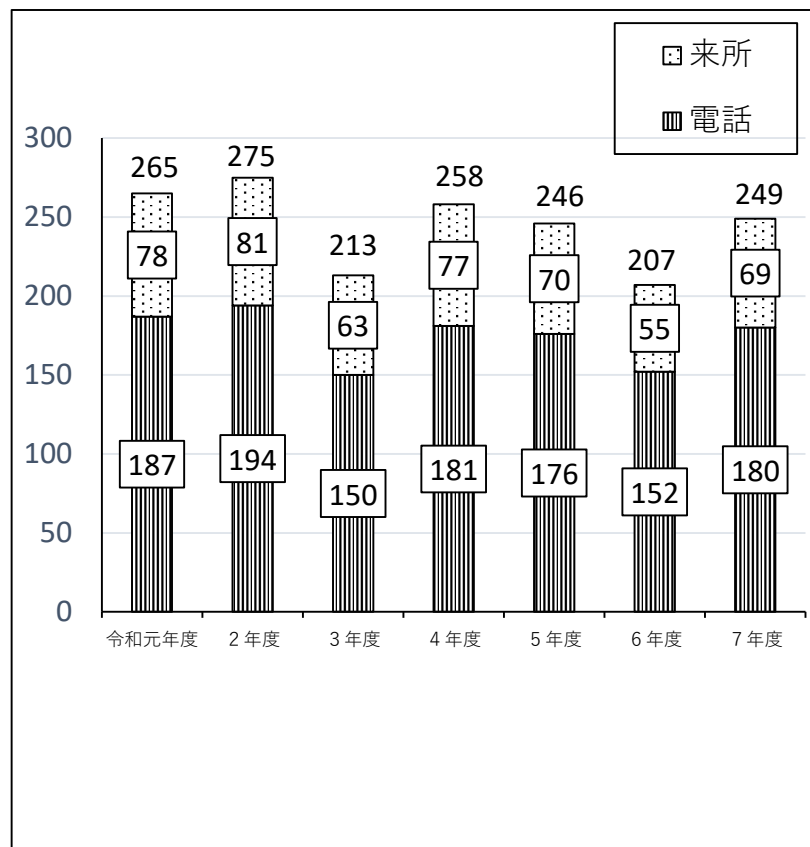
(資料) 姫路市調べ

(3) DVセンター相談者の年齢分布（実人数） 単位：人



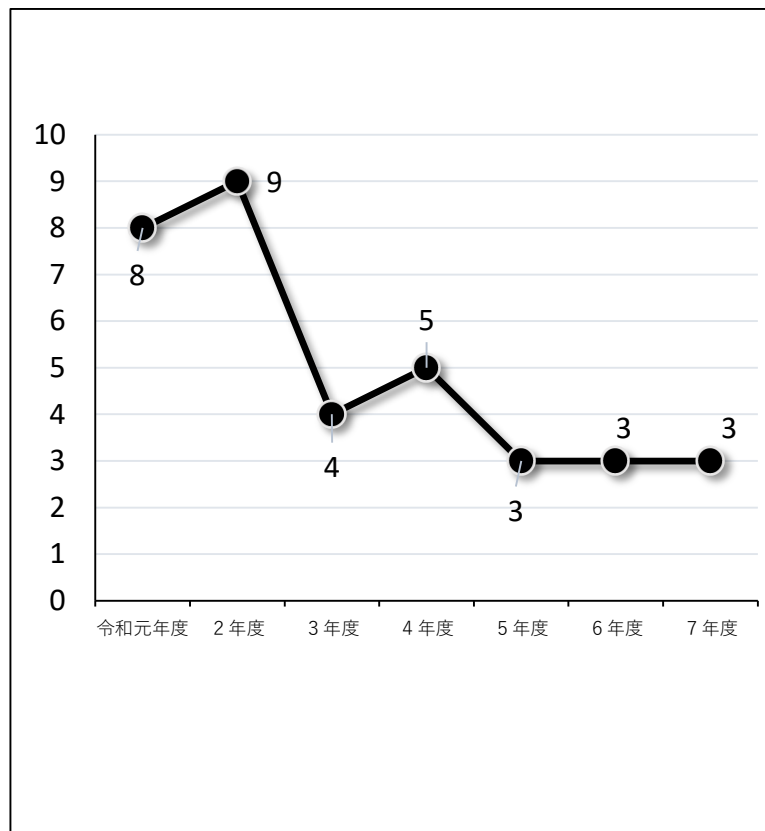
(資料) 姫路市調べ

(4) DVセンター相談者の相談経路（実人数） 単位：人



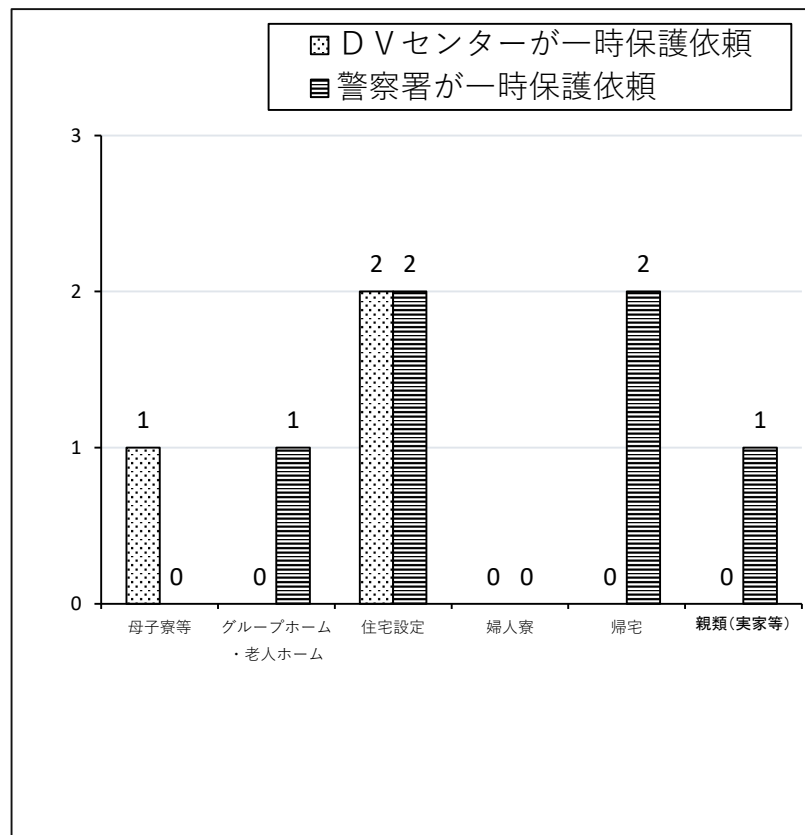
(資料) 姫路市調べ

(5) DVセンターから県に依頼した一時保護者数
単位：人



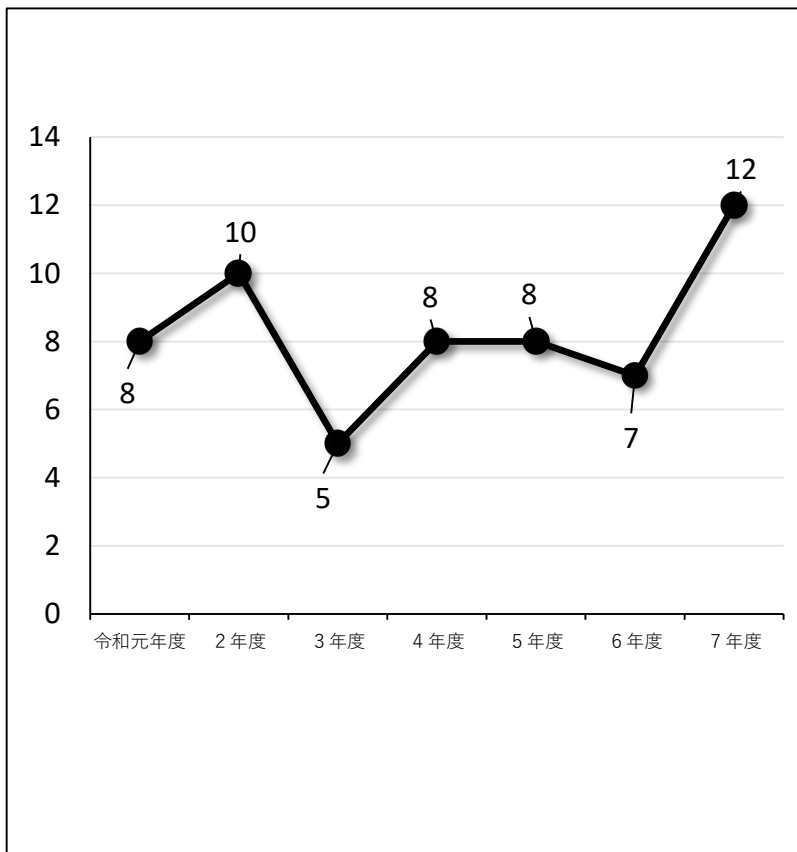
(資料) 姫路市調べ

(6) 一時保護退所後の行方 (令和7年度) 単位：人



(資料) 姫路市調べ

(7) DVセンター保護命令支援の人数 単位：人

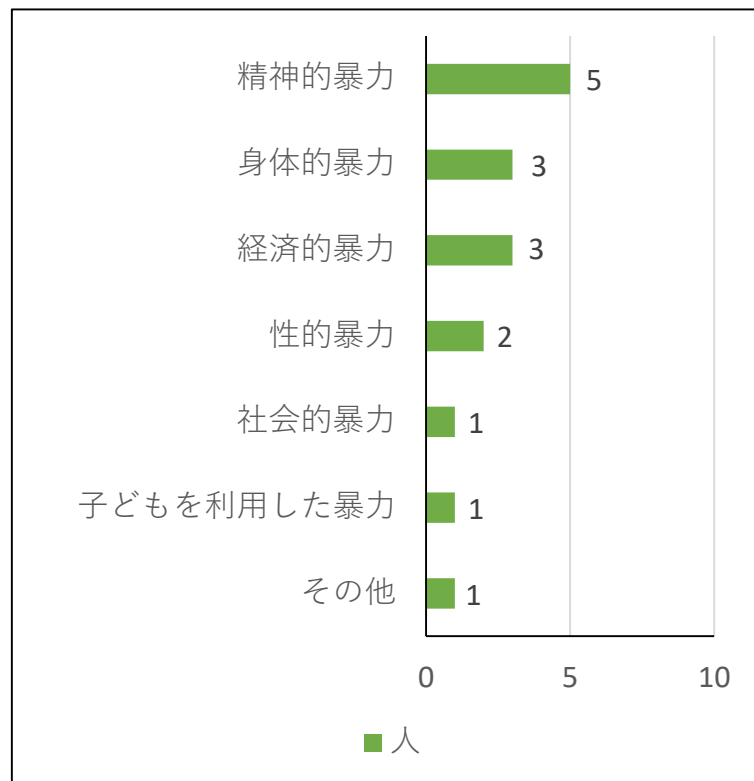


(資料) 姫路市調べ

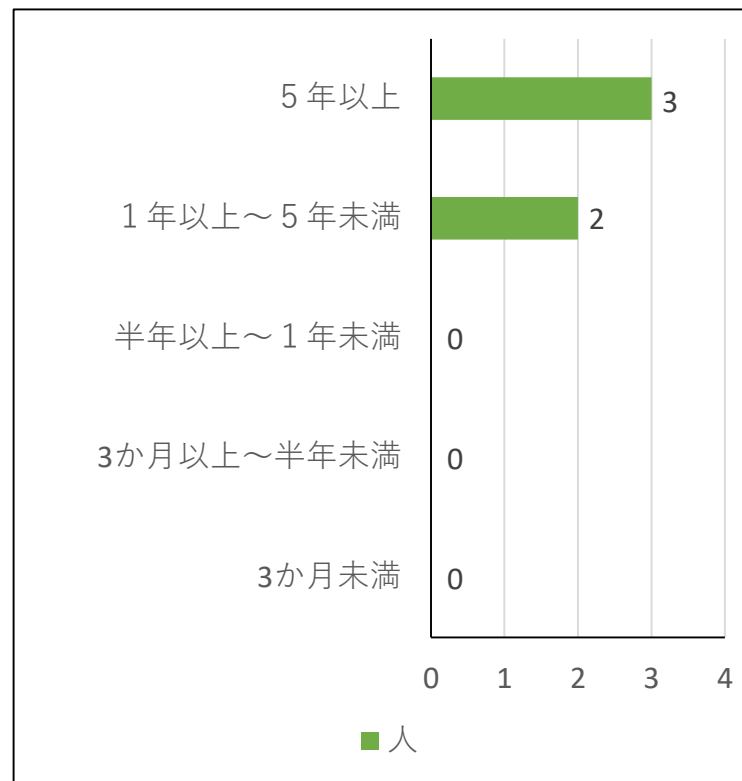
3 DV被害者支援の実態に関する調査（令和7年度分）

調査対象者：9名、回答：5名
（ただし、未回答部分有）

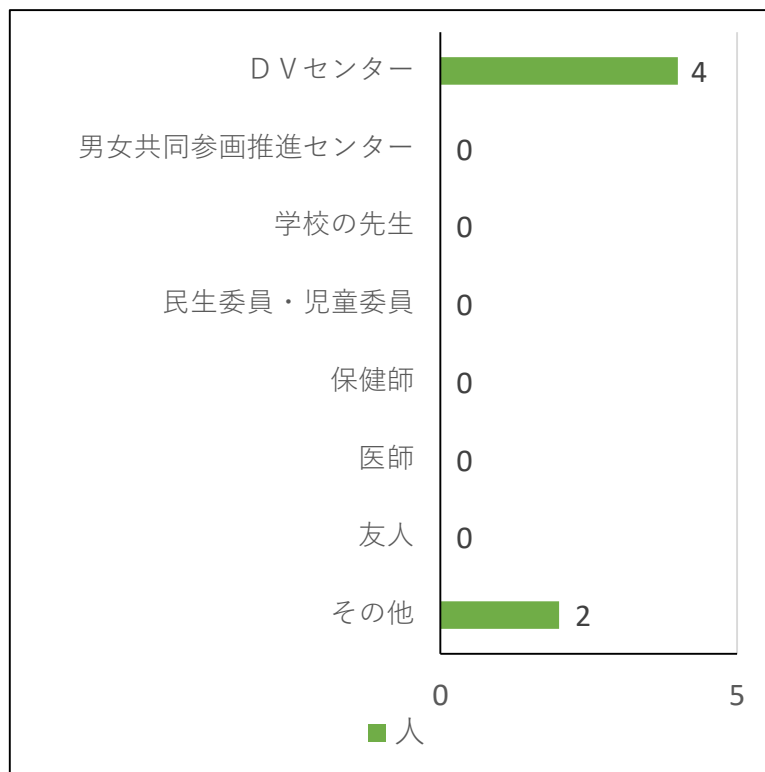
（1）相談時の被害状況（延べ数）



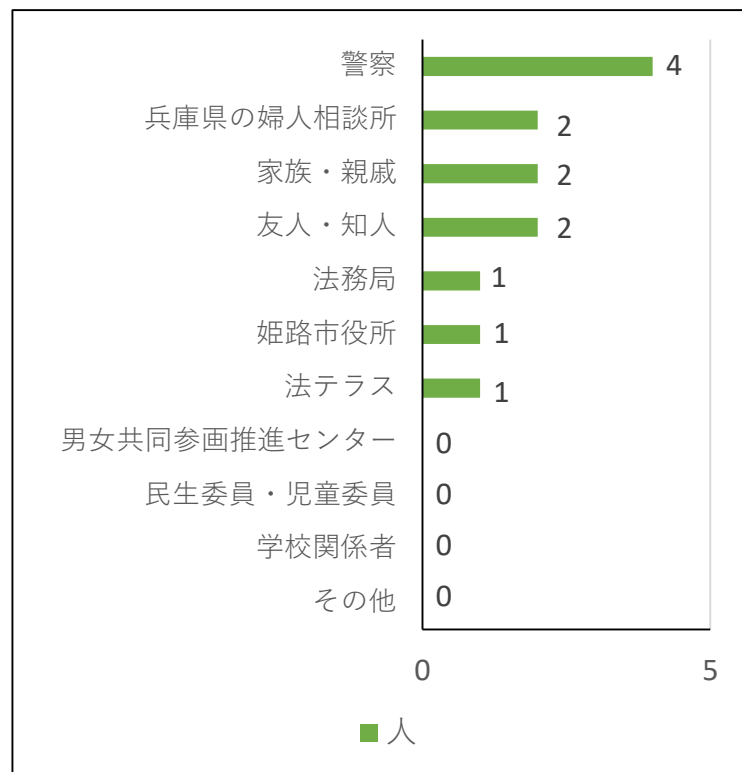
（2）DVを受けた期間



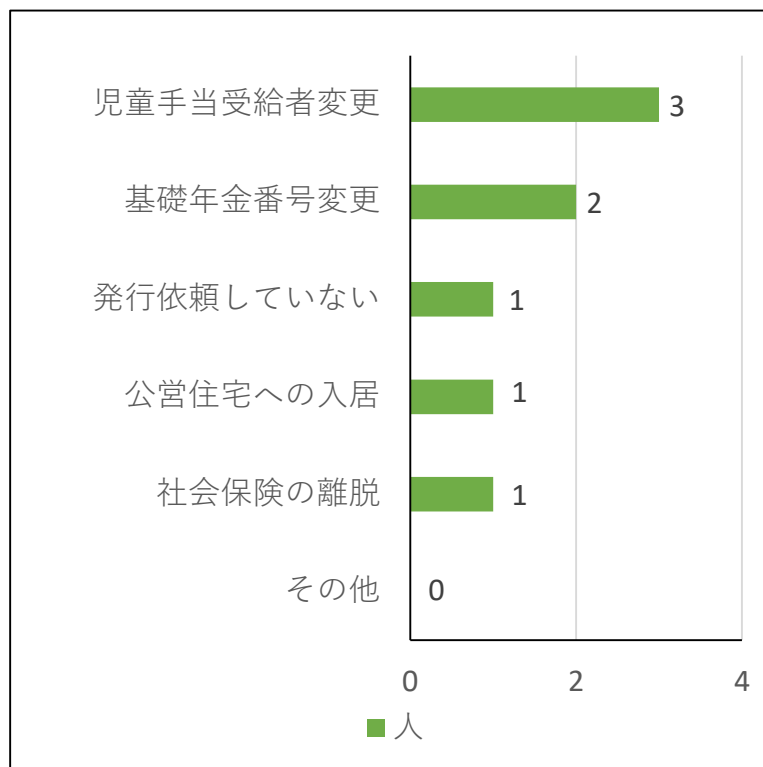
(3) DVと気づいたきっかけ (延べ数)



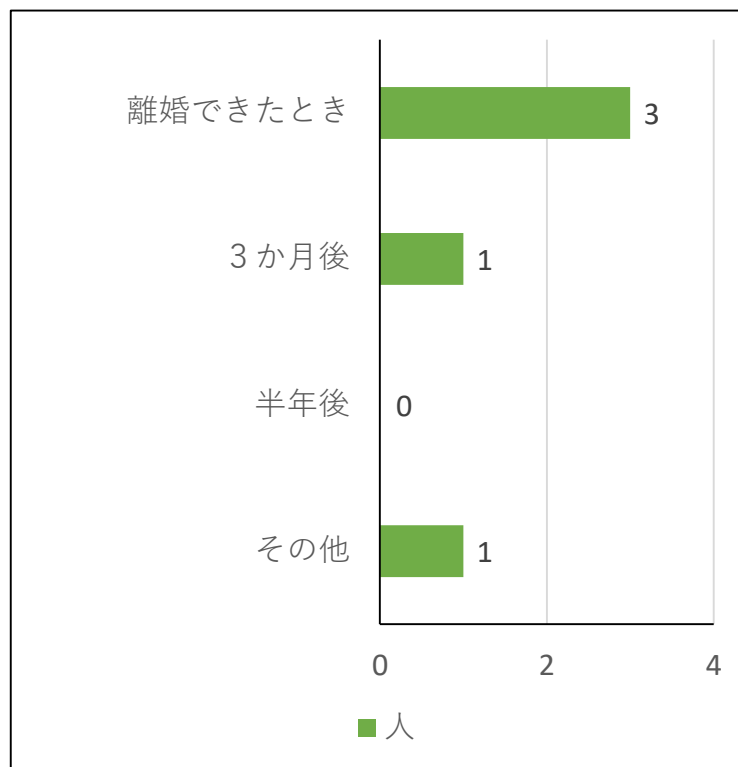
(4) 姫路市DVセンター以外の相談機関 (延べ数)



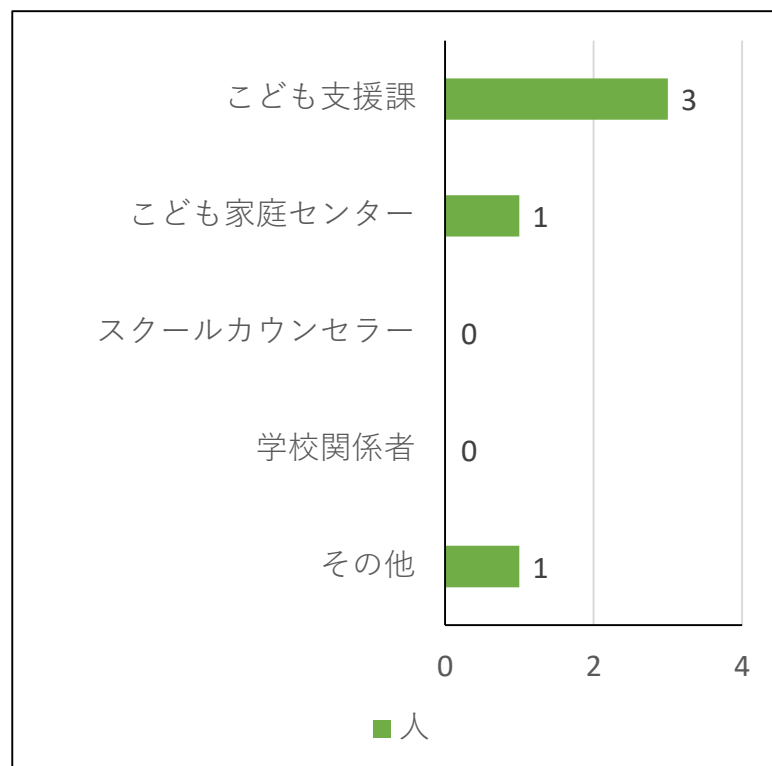
(5) 発行した証明書(延べ数)



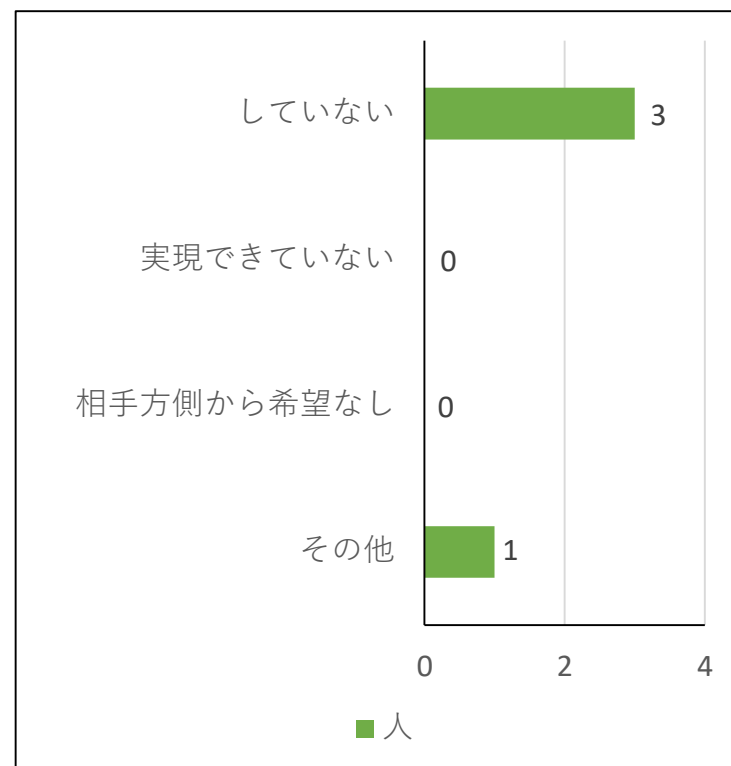
(6) 被害からの回復



(7) 子どもに関する相談先（延べ数）



(8) 子どもとの面会交流



4 姫路市DV対策基本計画の進捗状況

	項 目	策定時の現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	DVに関する相談件数	延べ 871件	延べ 647件	延べ 641件	延べ 604件	延べ 513件	延べ 623件
2	啓発ポスター、DV相談カードの商業施設等への掲示、配置か所	掲示 2か所 配置 18か所	掲示 2か所 配置 18か所	掲示 4か所 配置 29か所	掲示 6か所 配置 39か所	掲示 6か所 配置 53か所	掲示 6か所 配置 63か所
3	デートDVに関する市政出前講座の実施回数	1回	2回	2回	1回	0回	0回
4	保護命令申立て時の支援件数	10件	5件	8件	8件	7件	12件
5	市職員向けの研修開催回数、受講者数	—	開催回数 2回 受講者数 144名	開催回数 2回 受講者数 160名	開催回数 2回 受講者数 176名	開催回数 2回 受講者数 155名	開催回数 2回 受講者数 185名

5 姫路市DV対策基本計画の施策進捗状況及び評価（令和7年度）

進捗状況評価

	評価 1	評価 2	評価 3	評価 4	評価 5
基本目標 1			4	9	
基本目標 2		1	4	2	
基本目標 3			1	1 4	
基本目標 4			1	1 2	
基本目標 5			1	1 9	
合 計		1	1 1	5 6	

- 評価 1 検討したが、今後の実施は未定である
 評価 2 実施には至らなかったものの、今後実施を予定している
 評価 3 計画には及ばなかった
 評価 4 ほぼ計画どおりに達成できた
 評価 5 計画以上に達成できた



基本目標 1 啓発・教育の推進

(1) 市民等への啓発の推進

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①家庭・地域・企業等への啓発の推進	人権啓発課・人権啓発センター	家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布を行う。また、地域や職場でのDV防止講座の実施などの啓発活動を行う。	2025年改訂版「人権相談窓口ハンドブック」に、DV相談支援センター等の相談先を記載した。 令和7年5月15日、「誰もが安心して生きられる社会を目指して」と題した人権学習地域講座を開催し、DVの啓発を行った（49名参加）。	4
	男女共同参画推進センター	「女性のための相談室」相談案内カードを関係部署に配置し、市民へ相談窓口を周知する。また、男女共同参画推進センター“あいめっせ”のホームページでも相談窓口に関する情報を掲載し、広く周知する。	女性のための相談室案内カードの配置	4
②ホームページ等による啓発の推進（拡充）	福祉総務課	姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページに、DV防止の啓発内容を掲載する。また、SNS等を活用した新たな啓発方法を検討する。	ホームページに、国や県のDVに関する施策を随時掲載するとともに、「性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口」のページを開設した。市民等に周知する新たな情報があれば積極的に提供したい。	3
	男女共同参画推進センター	ホームページで関係部署へのリンク等、市のDV相談窓口の記載のあるホームページ等を改良し、DVについての理解が進むようにする。	あいめっせのホームページから関係部署のサイトへリンクできるように修正済	4

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
③啓発ポスターの商業施設等への掲示（新規）	福祉総務課	DV防止の啓発ポスターの掲示やDV相談案内カードの配置を商業施設等に依頼する。	企業へのDV相談案内カードの配置か所数を拡大した。今後も新たな施設の開拓に取り組む。	3
④DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成	福祉総務課	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、パープルリボン（女性に対する暴力をなくす運動のシンボル）を関係職員へ配布するなど、啓発活動を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてパープルリボンを関係課職員に配布するとともに、啓発ポスターを掲示して啓発活動を行った。また、コーセー化粧品販売株式会社が実施するDV防止キャンペーンにあわせて、市内5か所の販売店にDV相談案内カードを配置した。	4

（２）学校等における啓発・教育の推進

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①人権教育に基づく男女平等教育の推進	人権教育課	年度当初の管理職及び担当者への事業説明会等で各学校での男女平等教育の取組を依頼するとともに、姫路市独自で実施している「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を行うことで推進状況を把握する。	市立小・中・高・特別支援学校に「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を実施し、集計結果を各学校へ報告した。	4

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
②デートＤＶ防止の教育の推進（拡充）	人権教育課	年度当初の管理職及び担当者への事業説明会等で、県教委が作成しているデートＤＶ防止啓発パンフレット「わたしもあなたも大切に～知ってほしい『デートＤＶ』～」の活用や市政出前講座の利用などを呼びかけるとともに、姫路市独自で実施している「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を行うことでデートＤＶ防止のための取組の状況を把握する。	・デートＤＶ防止に向けて、県教委や男女共同参画推進センターが作成している啓発パンフレットの活用を呼びかけた。 ・市立小・中・高・特別支援学校に「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を実施し、集計結果を各学校へ報告した。	4
	男女共同参画推進センター	年度当初の管理職及び担当者への事業説明会等で、県教委が作成しているデートＤＶ防止啓発パンフレット「わたしもあなたも大切に～知ってほしい『デートＤＶ』～」の活用や市政出前講座の利用などを呼びかけるとともに、姫路市独自で実施している「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を行うことでデートＤＶ防止のための取組の状況を把握する。	若年層向け男女共同参画啓発資料の配布	3

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
③教職員等に対する啓発の推進（拡充）	教育研修課	総合教育センターで実施する教職員研修において、教職員のDVに関する理解等を深める内容を取り上げ、DVの予防や早期発見につなげる。	教職員初任者研修（11月11日）において、子育て支援室が「児童虐待について～学校との連携～」の研修を行い、その中でDVと虐待の関連性を取り上げ、教員自身の意識向上や児童生徒への指導力向上を図った（初任者 88名参加）。	4

（３）保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①保健医療機関・福祉関係者への啓発の推進（拡充）	福祉総務課・子育て支援室	民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員等に研修等を実施する。また、医療関係者や福祉関係者に対し、DVの早期発見や通報等について協力を求めている。	教職員初任者研修や民生委員・児童委員研修会等に赴き、こども虐待とともにDVについて説明した（約500名参加）。	3
②市の職員への啓発の推進	福祉総務課	健康福祉局へ初めて配属された職員に対して新任職員研修を実施する中で、DV予防・防止に関する講義の時間を設ける。	令和7年4月30日開催の新任職員研修で、配偶者暴力相談支援センターがDV対策基本計画の研修を実施した（87名参加）。	4
	研修厚生センター	職員のDVに関する知識や人権意識のさらなる高揚をめざす。	新採用職員研修においてDV対策の研修を実施した（98名参加）。その他の階層別研修においても、幅広い人権問題として人権研修を取り入れており、職員の人権意識の向上を図っている。	4



基本目標 2 推進体制の充実

(1) 関係機関との連携推進

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①庁内連携会議等の開催	福祉総務課・子育て支援室	関係課の職員や女性相談支援員、母子・父子自立支援員が集まり、計画に掲げる施策を推進するための協議等を行う。また、処遇の困難なケースへの対応について、必要に応じて検討会議を行う。	処遇困難なケースについては、個々の状況に応じて、女性相談支援員等が関係課と情報交換を行った。また、面前DVが関係する個別案件については、子育て支援室が開催する要保護児童対策地域協議会で協議した。	3
②関係機関によるネットワークの充実（拡充）	男女共同参画推進センター・こども支援課・福祉総務課	関係機関主催のDVネットワーク会議に出席し、他の支援機関と情報を共有し支援方針を協議することで、DV被害者の支援につなげる。	令和7年10月、中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議出席	4
③県や近隣市町との連携の強化	福祉総務課	被害者が避難する場合、避難先市町と連携し、被害者の引継ぎについて適切に対応する。また、県の担当者と情報交換を行い、被害者に対する支援策の充実を図る。	被害者が避難する場合、避難先市町と連携し、引継ぎを確実に行った。また、支援策を拡充するため、県の児童家庭課と情報交換を行った。	4
④こども家庭センター（児童相談所）との連携（新規）	福祉総務課	DVセンターとこども家庭センターが連携協力できるように、担当者同士の協議の場を設ける。	毎月開催される要保護児童対策地域協議会の席上で情報交換を行った。	3

(2) 民間支援団体との連携推進

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①民間支援団体との連携に向けた調査・研究（変更）	福祉総務課	県内で女性相談や民間シェルターの運営などを行っている民間支援団体の活動内容の調査・研究に取り組む。	民間支援団体に若者の就労支援について聞き取りを実施した。	2

(3) 調査・研究の推進

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①被害者へのアンケートの実施（拡充）	福祉総務課	被害者に対するアンケート調査を通じて、DV被害者支援の課題等を把握し、今後の施策の検討に活かす。	アンケートを9名に依頼し、6名から回答を得た。その中で、「もっと気軽に相談できるようにしてほしい」、「様子を伺う連絡をしてほしい」という意見があった。この意見を受け、SNS等での掲載方法の検討やアフターケア等、支援の分かりやすい伝達方法を研究する。	3
②DV防止や被害者への支援の調査・研究	福祉総務課	住まいや就労の確保、地域での見守りなど、被害者の自立支援策を一体的に提供できる仕組みについて検討する。 国等において、調査・研究されている加害者プログラムについて把握していく。また、男性の被害者に対する相談については、個別の事情に応じて、男性の専門職が配置されている県の相談窓口を案内する。	令和7年度は姫路市居住支援協議会の開催はなかった。 また、男性の被害に対する相談についても、電話相談や面談を実施した。	3



基本目標 3 相談体制の充実

(1) 相談窓口の周知

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①DV相談窓口の紹介	男女共同参画推進センター	女性のための相談室において、相談の背景にDVがうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者にDV相談を促す。	相談実績 583件 (うちDV被害者相談 38件)	4
	こども支援課	ひとり親家庭等相談において、相談の背景にDVがうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者にDV相談を促したり、関係機関と相互に連携する。	ひとり親家庭相談実績 2,505件 (うちDV被害者相談 194件)	4
②ホームページや冊子等の充実(拡充)	福祉総務課・男女共同参画推進センター	ホームページの改善や、ポスターリーフレット等を通じて相談窓口を周知する。 また、男女共同参画推進センター“あいめっせ”のホームページでも相談窓口に関する情報を掲載し、広く周知する。	・DVセンターのホームページに国・県のDV施策のページのリンクを掲載した。 ・11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、内閣府作成のポスターを庁内デジタルサイネージにて掲示した。 ・”あいめっせ”のホームページによる情報提供 ・女性のための相談案内カードの配置 ・若者も手に取りやすいように、DV相談案内カードのデザインを変更した。	4

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
③DV相談案内カードの活用	福祉総務課	被害者等が外出の機会に夫や恋人からの暴力等に気づき、相談先がわかるように女性用トイレ等にDV相談案内カードを配置し、DVセンターを周知する。	市民が利用する本庁舎や“あいめっせ”の女性用トイレにDV相談案内カードを配置している。また、平成29年度からは商業施設の女性用トイレにもDV相談案内カードを配置し、昨年度は10か所配置場所を増やした（計63か所）。	4
④関係各課の冊子等への掲載	福祉総務課	関係各課が各事業の冊子を作成する際に、DV相談連絡先の記載を依頼する。	・ひとり親家庭応援ハンドブック（こども支援課） ・ひめじ子育てガイドブック（こども支援課） ・子育て手帳（母子手帳附録）（保健所） ・ハンズオンヒメジ（国際戦略室） ・人権相談窓口ハンドブック（人権啓発センター） の各冊子にDV相談連絡先を記載した。	4
⑤庁内相談部門等との連携	市民相談センター・保健所健康課	市役所内の各種相談所間は情報連携をし、相談者により的確な相談窓口を案内する。	相談者の相談内容がDV等の場合、DV相談支援センターに連絡し、相談者に合った窓口につなぐことができた。	4

(2) 相談体制の充実

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①メールやSNS等を活用した相談受付の検討（新規）	福祉総務課	電話相談に加え、先進的にメールやSNS等を使った相談受付を実施している自治体に対して調査を行い、具体的な課題や効果等の検討を行う。	A I 相談システムについて情報収集を行うとともに、他都市の導入状況を確認した。	3
②高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実（拡充）	福祉総務課	高齢者、障害者、未成年者、性的マイノリティ等様々な背景を持つDV被害者に対し、どのような点に配慮して相談すべきか、どの施策（施設等）の対応が良いか等を、関係各課と連携し、より適切な対応に努める。	関係各課と連携し、相談者の希望に沿った福祉施策について意見交換した。また、選択肢を本人に説明し、本人が決定した方向性で支援を行った。（DV被害者相談391件）	4
③外国人に対する相談の充実	国際戦略室	公益財団法人姫路市文化国際交流財団に事業を委託し、多言語による生活相談を実施し、在住外国人の生活面での問題解決を支援する。	相談実績 632件（うちDV被害者相談0件） 【姫路市外国人相談センター】 ・英語、日本語 月曜日～金曜日 9:00-12:00, 13:00-17:00 ・ベトナム語 月曜日～金曜日 13:00～17:00 ・ポルトガル語、スペイン語 火曜日 13:00～16:00 ・中国語 火曜日 13:00～17:00 【ベトナム語生活相談】 いずれも13:00～17:00 ・城東町総合センター（火曜日） ・高木総合センター（水曜日） ・見野の郷交流センター（木曜日）	4

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
③外国人に対する相談の充実	福祉総務課	多言語対応の指差し会話シート（他市作成）を準備し、必要に応じて活用する。	多言語対応のDV説明パンフレット・指差し会話シートを設置した。また、ポータブル翻訳機（ポケトーク）を設置し、多くの言語に対応できるように準備している。 （活用は2人、34件）	4
④要保護児童対策地域協議会の活用	子育て支援室・福祉総務課	毎月開催される要保護児童対策地域協議会連絡会議に女性相談支援員が出席し、他の支援機関と情報を共有し支援方針を協議することで、子どもやDV被害者の支援につなげる。	取組の概要のとおり支援方針について協議している。また事例検討を行い、意見交換を行うことで、互いのできること、できないことの理解を深め、各構成機関のスキルアップを図っている。	4
⑤他都市の相談体制の調査・研究（新規）	福祉総務課	女性相談支援員が働きやすい環境の維持・向上のため、DVセンターを設置する他都市の相談体制の状況を調査・研究する。	県内で開催された研修に女性相談支援員が参加し、支援体制について確認した。今後も引き続き研修に参加し、他都市の相談体制や支援方法に関する情報を収集する。	4

(3) 女性相談支援員の資質向上

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①DV相談マニュアル等の活用(変更)	福祉総務課	県のDV相談マニュアルや国の「女性相談支援員 相談・支援指針」を活用し、相談者の立場に立った統一的な対応を行う。また、法改正、制度改正等の情報についても、女性相談支援員間で共有し、相談に活用する。	国の指針、県のDV相談マニュアルを女性相談支援員各自が所持し活用している。支援に必要な情報があれば、女性相談支援員に資料を配布し、相談業務に活用した。	4
②女性相談支援員連絡協議会等の研修への参加	福祉総務課	女性相談支援員は、県等が主催する女性相談支援員向け研修に参加し、事務所内で研修内容の情報共有に努めるとともに相談業務に活用する。	令和7年度主な参加研修・会議（延25名出席） ・女性相談支援基礎研修 ・一時保護施設見学会 ・市町女性支援事業担当係長・女性相談支援員会議 ・全国女性相談支援員研究協議会 ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議 ・中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議	4
③女性相談支援員への支援の充実	福祉総務課	女性相談支援員の心理的負担を軽減するため被害者と面接相談するときは2名の女性相談支援員で対応する。また、子どものいる相談者には、子ども支援課の母子・父子自立支援員と一緒に対応する。	相談者との面接相談は常に2名の女性相談支援員で対応し（子どものいる相談者は、母子・父子自立支援員と一緒に面接相談）、助言・指導等の漏れがないようにするとともに、相談者から受ける心理的負担を軽減できるようにしている。令和7年2月から電話音声自動記録システムを導入し記録作成に活用している。	4



基本目標 4 被害者の安全確保

(1) 安全確保の徹底

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①緊急時の一時保護の実施	福祉総務課	県の女性家庭センター一時保護所に依頼するとともに、被害者に持病がある場合は、かかりつけ医と調整し薬の手配をする。	一時保護人数 3名（うち、薬の手配が必要であった者 0名）	4
②安全な移送の実施	こども支援課	母子生活支援施設への移送時に、安全確保のため、公用車を利用する。	1回母子生活支援施設への送迎を行った。	4
	福祉総務課	女性相談支援員等は、被害者及び同伴家族を県の女性家庭センター一時保護所に移送する場合は同伴する。また、相談者に金銭の持ち合わせがない場合、一時保護所までの交通費（片道分）を支給する。	令和7年度 支給件数 0件	3
③被害者に対する安全確保の助言	福祉総務課	一時保護所への移送に際してスマートフォン、ゲーム等の電源を切ることを説明する。また、持ち出してしまった加害者名義のスマートフォン等を返却する際も、被害者の居場所を加害者に知られないよう配慮する。	一時保護所への移送時には、県の研修資料に基づき、スマートフォンのGPS機能を無効にし、ゲーム機の電源を切るよう指導した。	4
④警察との緊密な連携	福祉総務課	被害者住所管轄の警察署生活安全課、女性自立支援施設等と連携し対応する。	一時保護人数（女性家庭センターに依頼） ・DVセンターから依頼 3名 ・警察署から依頼 6名	4

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
⑤諸手続におけるワンストップサービスの実施	福祉総務課・各課	被害者が相談後に他課へ申請等をする場合、本人が望めば同行したり、被害者であることを配慮した対応を担当課へ依頼する。	被害者に同伴児がある場合は母子・父子自立支援員が、また同伴児が無い場合は女性相談支援員等が庁内各課への申請に同行支援した。	4
⑥母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用	子育て支援室	安全性が確保されているケース等で一時的な保護を必要とする場合に、母子生活支援施設等でのショートステイ利用を実施する。	子育て短期支援事業として母子生活支援施設の利用は延7人91日	4
⑥母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用	高齢者支援課	高齢者本人や家族からの相談、民生委員や医療機関、警察等、関係機関からの情報提供に基づき、高齢者の支援ニーズのより正確な把握を図る。	虐待等に係る施設への緊急受入れ対応を実施した。 ・対応実人員 6人 ・対応延べ日数 489日 (うちDVと想定される事案 0人)	4

(2) 法律的な相談内容の支援

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施	福祉総務課	被害者から法律相談の希望があれば、市民相談センター、男女共同参画推進センター、法テラスの法律相談を案内し日時や予約方法を説明する。	取組の概要のとおり実施できた。	4

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
②保護命令制度等の情報提供と助言の実施	福祉総務課	DV被害者には、地方裁判所へ申立てる保護命令制度の説明や利用方法を助言する。特にストーカー被害者は重大事件に発展するおそれが大きいため、警察への相談を助言する。	相談者が保護命令申立を希望すればDVセンターでの面接相談を案内し、有効期間や保護命令の種類（接近禁止など）等の説明や申立書の書き方を支援している。	4
③保護命令申立て時の支援の充実	福祉総務課	被害者が保護命令の申立てを行う意思があれば、申立書の書き方を助言し、本人が記入後の提出書類をチェックする。必要があれば、地方裁判所へ同行支援する。	地方裁判所へ提出する書類の説明や申立書記入後のチェックを行った。なお、日本語が不慣れな外国人が申立てを行う際、地方裁判所への同行した（1件）。	4

（３）情報管理の徹底

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①住民基本台帳事務における閲覧等の制限	住民窓口センター	支援措置申出を受理すると、住民票の写し等に交付制限を行い、本人への支援措置決定通知書を送付する。また、関係市区町村に対して、住民票の写し等の交付制限依頼通知書を送付する。	加害者が住民票の写し等の交付制度等を不当に利用して、被害者住所を検索することを防止するため、情報の取扱いについては慎重な判断を行った。 本人及び関係市区町村への通知書等の発送（1,236件）。	4
②関係各課におけるDV関連の情報管理の徹底	福祉総務課・各課	DV被害者等、本人以外に住所等を知られたくない方の情報管理の徹底を、住民窓口センター等と協力して行う。	国民健康保険、国民年金、税、福祉事務所、保健所、選挙など、個人情報に係る事務処理を行う関係各課に対して、DVに関する情報管理の徹底を図っている。	4



基本目標 5 自立支援体制の充実

(1) 生活の再建に向けた支援

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①市外へ転出するケースへの支援	福祉総務課	本人の意思で市外転出される場合、本人の了解を得た上で転居先のDV相談支援センター等へ連絡や情報提供を行い、本人が転出先でスムーズに支援を受けることができるようにする。	取組の概要のとおり実施できた。	4
②市内に転入するケースへの支援	福祉総務課	市内に転入された方の相談を受けた場合、本人の了解を得た上で転入前のDV相談支援センター等と連携を取り、各種手続き等の支援を行う。	住民票を異動せずに転居してきた被害者には住民票の異動がなくても受けることができる住民サービスについて説明した。また、住民票異動をする場合は住民基本台帳事務における支援措置を勧めた。	4
③自立に向けた情報提供の充実	福祉総務課・こども支援課	「ひとり親家庭応援ハンドブック」をこども支援課のほか、各支所、出張所等で配布し、被害者が自立した生活を送れるよう情報提供する。	配布先 490か所 配布部数 4,000部	4
④法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施	福祉総務課	被害者から法律相談の希望があれば、市民相談センター、男女共同参画推進センター、法テラスの法律相談を案内し日時や予約方法を説明する。	取組の概要のとおり実施できた。	4
⑤被害者への中長期的フォローアップの実施	こども支援課	被害者が児童扶養手当現況届時等のため来課した機会を活用し、状況に応じた助言等継続的な支援を行う。	取組の概要のとおり実施できた。	4

(2) 経済的支援の充実

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①ひとり親家庭が利用できる制度等の周知 ①ひとり親家庭が利用できる制度等の周知	こども支援課	児童手当、児童扶養手当の支給による支援や母子家庭等医療費助成制度の申請、母子父子寡婦福祉資金貸付により、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。また、生活援護室や社会福祉協議会と連携し、適切な支援につなげる。	取組の概要のとおり。また、市外からの子どもがいるDV被害転入者で、ご本人の希望があった際にはDVセンターからの連絡により各課窓口へ母子・父子自立支援員が同行している。	4
	生活援護室	生活困窮者の自立相談を通して適切な支援策を模索し助言等を行うほか、必要に応じて生活保護の実施により、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図る。	詳細な聞き取りにより、当面の生活費の有無や身体状況等を確認。被害者の状況に応じ、生活困窮者への自立相談による助言や支援を行ったほか、生活保護を要する世帯に対しては、保護の実施により最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を促した。	4
②養育費確保にかかる支援の実施	こども支援課	弁護士による、離婚に伴う養育費確保や面会交流等に関する無料法律相談（事前予約制）を毎月1回実施する。	養育費等相談業務委託を平成29年4月開始（毎月第3金曜日午後1時30分から30分×6枠）、希望に応じて母子・父子自立支援員が同席（20件実施）。	4

(3) 就労・就学に向けた支援の充実

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①ひとり親家庭が利用できる制度等の周知	こども支援課	児童扶養手当受給者の中で就労していない母親に対し、就労相談員が個別の就業相談に応じ、きめ細やかで継続的な自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携により、就職につながるよう自立を促進する。DV被害者からの就業相談の際には、就労相談員と母子・父子自立支援員が連携しながら家庭状況に応じた働き方に対する助言・指導を行う。	ひとり親就労相談181件うち、プログラム策定143件（うち、DV被害者の相談2件、うちプログラム策定2件）	4
	労働政策課	DV被害者に特化した就職セミナーは開催していないが、各種セミナーの受講要件に合致すれば、受講して職業能力の開発に勤しんでもらうことができるようにする。	取組の概要のとおり実施できた。	4
	男女共同参画推進センター	様々なテーマで男女共同参画に関する講座を開催する。男女共同参画推進センター“あいめっせ”のホームページに掲載し、広く周知する。	主催講座の開催 女性のためのチャレンジ支援セミナー 10・12月 全4回実施 (延べ44名参加)	3
②保育や就学に関する支援	こども保育課・市教委学校指導課	被害者である子どもの保育所等への入所については、優先的な利用調整を行う。	(こども保育課) 利用申込時にDV被害の状況を申出により把握し、事情を考慮し利用調整(優先入所)を行った。 (学校指導課) 秘匿としているDV被害者及び同伴家族の居所、就学校名が漏えいしないよう細心の注意を払った。	4

(4) 住宅確保に向けた支援の充実

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①公営住宅の申込み等に関する情報提供	住宅課	住宅課窓口及び電話にて問い合わせがあれば、市営住宅や県営住宅の情報提供を行う。	DV被害者等の優遇取り扱い等について、募集パンフに掲載し、情報提供を行っている。 DV関連の入居（R元～R7 1件）	4
	福祉総務課	相談者の希望により、県営住宅や市営住宅の申込み手続きについて担当課と連携し、申込み支援を行った。	相談者の希望により、県営住宅や市営住宅の申込み手続きについて担当課と連携し、申込み支援を行った。	4
②母子生活支援施設等への入所の支援	こども支援課	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその子どもが保護を必要とする場合に、女性自立支援施設に入所することで保護し自立に向けた支援を行う。	入所措置 7世帯19人 （うちDV被害者6世帯17人） R8. 3. 31現在	4
	福祉総務課	一時保護後の支援策として、女性自立支援施設等への入所が望ましいと思われる方は、入所権限のある女性相談支援センターと相談し施設入所を依頼している。	取組の概要のとおり、施設入所依頼を行った。	4

(5) 健康への支援の充実

施策	担当課	取組の概要	実績	評価
①精神的な悩みを持つ方への支援	男女共同参画推進センター・保健所健康課	女性のための健康相談で精神的な悩みを持つ人がいれば、随時、医療機関等の情報提供や専門医によるこころの健康相談を紹介し対応する。	女性のための相談室からこころの健康相談につながったケースはなかった。	4
②子どもの心のケアに関する支援	学校指導課	「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立中学校等に（県事業）、学校カウンセラーを市立高等学校に（市事業）配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、子どもたちの抱える問題の早期発見に努め、適切な支援による早期解決を図る。 また、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを拠点校方式により18名配置（市事業）し、学校や関係機関その他関係者の役割を明確にし、学校を中心とする組織での対応をコーディネートすることで、教育相談体制の充実を図る。	（県事業） ・スクールカウンセラー 市立中学校 36校 市立小学校 17校 相談件数 10,829件 （市事業） ・学校カウンセラー 市立高等学校 3校（3名） 相談件数 467件 （市事業） ・スクールソーシャルワーカー 市立中学校 36校（16名） 相談件数 6,856件	4
	子育て支援室	面前DVは、子どもの著しい心理的外傷が考えられるため、関係機関等と連携して対応する。	取組の概要のとおり依頼している。	4
③保健に関する支援	保健所健康課・防疫課	当事者からの相談や、住民票登録地の自治体からの依頼に基づき、DV等で避難されている方に対して姫路市民と同様の乳幼児健康診査や予防接種が実施できるようにする。	住民票登録地自治体からの依頼に基づき、DV等の避難者に対して姫路市民と同様の乳幼児健康診査や予防接種が実施できるようにしている。 （乳幼児健康診査依頼1件）	4

6 困難な問題を抱える女性への支援について

【目的・基本理念】

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

【支援の対象者】（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条）

性的被害、家庭状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性

女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在する。また、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難に陥る恐れがある。

〈支援対象者の具体例〉

「DV・ストーカー被害者」、「性暴力や性的虐待、性的搾取」、「若年女性」、「家族関係の悪化、別居、離婚」、「母子家庭」

【検討課題】

- 1 若年層からの相談対応するため、SNS等を活用した相談方法を検討する。
- 2 地域の見守り活動を行っている民生委員・児童委員からの情報に基づき支援対象者を把握する。
- 3 住まいを確保できるよう市、不動産関係団体、居住支援団体等が連携した居住支援協議会など関係機関と連携する。
- 4 施設退所後、孤立とならないよう電話や面談を行う。
- 5 心のケアを実施する。
- 6 関係機関・民間支援団体との連携。

7 次期計画の基本的な考え方について

1 計画の趣旨

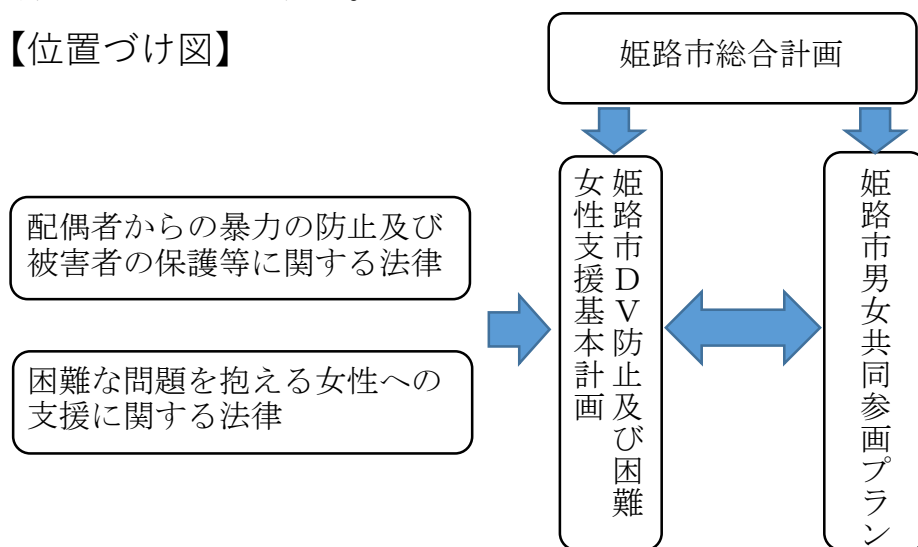
- ・DVを取り巻く国や県の状況
- ・姫路市の状況
- ・計画策定の背景

2 計画の位置づけ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）第8条第3項の規定に基づく市町村基本計画であり、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」の政策のひとつ「人権尊重社会の形成」の実現に向けた、「人権侵害への対応策の充実」に関する取組の方向性を定める計画とする。

なお、策定に当たっては、「姫路市男女共同参画プラン2027」及びその他の関連計画の内容と整合を図るものとする。

【位置づけ図】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和13年度までとする。

なお、計画期間間内であっても、社会・経済情勢の変化や関係法令の改正、国の基本方針や県の基本計画の見直し等の盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

4 計画の進捗管理

	項 目	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
1	若年層向けデートDV防止の啓発活動回数	0回	2回以上
2	市職員向けの研修開催回数	開催回数 2回	開催回数 3回
3	啓発ポスター、DV相談カードの商業施設等への掲示、配置か所	掲示 6か所 配置 63か所	掲示 8か所 配置 80か所
4	DVに関する相談件数	延べ 623件	現状値を下回る
5	保護命令申立て時の支援件数	12件	現状値を維持

基本目標1 啓発・教育の推進

- (1) 市民等への啓発の推進
- (2) 学校等における啓発・教育の推進
- (3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

《主な取組内容》

- 市役所の新規採用職員に対して、DV研修を実施した。
- 市内の高校生を対象にした市政出前講座において、デートDVの現状と対応について紹介した。
- DVに関する内容を盛り込んだ男女共同参画啓発資料を教育委員会を通じて、中学1年生に配布した。
- 教職員初任者研修や民生委員・児童委員研修会において、DVに関する研修を行った。

《検討課題等》

- 全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数が増加傾向にある一方で、本市の相談件数は減少傾向であったが、令和7年度は増加に転じた。しかし、相談に至っていない潜在的な案件が存在する可能性があるため、相談をためらっている方にDVセンターへの相談を促す必要がある。
そのためには、繰り返し啓発を行うとともに、新たな周知方法を検討する必要がある。
- 若年層へのデートDV防止啓発は重要であるが、小・中・高等学校での啓発活動には時間的制約もあるため、新たな啓発手法の検討が必要である。また、大学や専門学校などにおいてもデートDV啓発活動を進める必要がある。
- DV被害者に接する機会のある医療従事者や福祉関係者に対して、DVに関する理解を深めるとともに、DV被害の早期発見に資する研修や資料の提供を進める必要がある。
- DV研修を実施する企業への支援策についての検討が必要である。

基本目標 2 推進体制の充実

- (1) 関係機関との連携推進
- (2) 民間支援団体との連携推進
- (3) 調査・研究の推進

《主な取組内容》

- 子どもの面前で配偶者等に対し暴力を振るう面前DVが関係する案件については、子育て支援室が開催する要保護児童対策地域協議会で協議を行った。
- 県主催の中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議に参画し、関係機関と情報交換や協議を行った。
- DV対策基本計画懇話会を開催し、基本計画に関する進捗状況の報告や情報交換などを行った。
- DV被害者が市外へ転出するケースや、市外から転入してきたケースについては、転出先または転入前の配偶者暴力相談支援センター等と連携し、福祉サービスなどの利用が継続できるよう調整を行った。



《検討課題等》

- 効果的な支援を行うには関係機関との協力が不可欠であるため、関係機関との連携体制を維持・強化する必要がある。
- 市内ではDV防止の啓発、被害者支援や困難女性支援の担い手となる民間支援団体が活動していないことから、団体の掘り起こしや育成支援に関する調査・研究を行う必要がある。

基本目標 3 相談体制の充実

- (1) 相談窓口の周知
- (2) 相談体制の充実
- (3) 女性相談支援員の資質向上

《主な取組内容》

- DVセンターに女性相談支援員4名を配置し、相談体制の強化を図るとともに、一時保護を含む緊急対応や自立支援に取り組んだ。
- 相談内容に応じて、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士相談、外国人相談などの相談窓口を案内した。
- DV防止啓発冊子、相談案内冊子、DV相談案内カードを作成し、市の窓口や医師会、民間施設などに配布した。
- 4つの商業施設の計22か所に、DV相談案内カードを配置した。
- 女性相談支援員は、国や県などが実施する女性相談支援、DV相談等の研修に参加するとともに、その内容を共有し、被害者支援の対応スキルの向上に努めた。
- 処遇に困難を伴うケースについては、関係課の職員と連携し、組織的に対応した。

《検討課題等》

- 相談をためらっている方にDVセンターの周知とともに相談を促す必要がある。
- 相談件数は減少傾向であったが、令和7年度は増加に転じた。相談内容の複雑化や、被害者の置かれている状況や望む支援内容も多様化しているため、女性相談支援員がこれらの相談に適切に対応できるよう、婦人相談等実績のある民間機関と連携し、相談スキルの向上を図る必要がある。
- 若年層を念頭に置いたSNS等を活用した相談の実施について検討する必要がある。
- 離婚や親権問題など、法律関係が複雑な相談もあるため、女性相談支援員と弁護士との連携を強化する必要がある。

基本目標 4 被害者の安全確保

- (1) 安全確保の徹底
- (2) 法律的な相談内容の支援
- (3) 情報管理の徹底

《主な取組内容》

- 一時保護が決定した被害者を県の一時保護所に入所させる際、女性相談支援員が同行し、安全に保護されるよう支援した。また、子どもが同伴の場合には、公用車を用いて一時保護所まで移送した。
- 来所した被害者に所持金がない場合に備え、一時保護所までの交通費や、一時的避難のための宿泊費用を準備した。
- 障害のある方、多くの子どもを抱える方、妊娠している方など、被害者の個別の事情に応じて、通院時の病院への同行を含め、医療機関や関係各課と連携して対応した。
- 警察との連携を密にし、加害者の現状確認等に努めた。
- 保護命令制度の利用について書面作成の支援、裁判所への同行支援を行った。
- 住民基本台帳事務において、DV支援措置を希望する被害者に対し、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付について制限を行った。
- 関係各課との情報のやり取りにおいては、被害者の情報管理を徹底し、加害者に情報が漏れないよう配慮した。

《検討課題等》

- 加害者に被害者の居場所が知れると深刻な事態に発展する可能性があるため、安全確保には万全の配慮が必要である。来所における相談や諸手続については、一層の配慮をもってワンストップで対応できる体制を整えることが望ましい。
- 個人情報の取扱いにおいて、特にDVに関する情報については細心の注意が必要である。
- 服用中の薬がある被害者が一時保護所に入所する際には、当該薬の持参が必須となるため、薬の処方や管理について医療機関と連携を図る必要がある。

基本目標5 自立支援体制の充実

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 生活の再建に向けた支援 | (4) 住宅確保に向けた支援の充実 |
| (2) 経済的支援の充実 | (5) 健康への支援の充実 |
| (3) 就労・就学に向けた支援の充実 | |

《主な取組内容》

- 児童手当、子どもの就学や保育所の入所申込み、国民健康保険・国民年金の加入、生活保護制度の申請などに関する説明や窓口同行など、個々の状況に応じた支援を実施した。
- 養育費確保のための弁護士による無料法律相談を毎月1回実施した。
- 母子・父子自立支援員や就労相談員と連携しながら、ハローワークとも協力し、就職につながるよう支援を実施した。
- 子どもがいる被害者に対しては、母子生活支援施設への入所支援および、その後の自立に向けた支援を実施した。
- 転出した被害者については、新たな住居を確保するとともに、継続的な支援を受けられるよう、本人の了解を得て、転出先のDVセンター等へ支援を引き継いだ。

《検討課題等》

- 被害者の心身の健康回復には時間を要するため、長期的にカウンセリングを継続して受けられる取組が求められる。また、母子関係への支援や子どもへの心理的ケアについても、検討を進める必要がある。
- 被害者は、避難後の生活再建に向けて、住居の確保や子どもの就学など複数の課題を抱えていることが多いため、関係機関と連携しながら相談支援を行う必要がある。
- 避難した被害者は、就学前の子どもがいるなど、就労時間が制約されるケースもあることから、ハローワークなどの関係機関と連携して支援を行う必要がある。
- 自立のために働く意思があっても、企業などでの就労経験が少ない場合、就職のハードルが高くなるため、就労経験がなくても働ける企業に関する情報収集や就労体験の場の提供についても検討を進める必要がある。

DV防止基本計画と困難女性支援基本計画は、互いに関連するものが多いため、一体のものとして策定する。

また、DV防止法及び女性支援新法の規定において、市の基本計画は、県の基本計画を勘案して定めるよう努めなければならないとされていることから、現計画の体系をベースとしつつ、令和6年3月に改正された県の基本計画の体系にそったものとし、施策を推進することとしたい。

○ 次期計画の施策の体系（案）

- 基本目標1 啓発・教育の推進（現計画：基本目標1）
- 基本目標2 相談体制の充実（現計画：基本目標3）
- 基本目標3 被害者の安全確保（現計画：基本目標4）
- 基本目標4 自立支援体制の充実（現計画：基本目標5）
- 基本目標5 関係機関・民間団体との連携強化（現計画：基本目標2）